

## 浜松市ユニバーサルデザイン審議会運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市ユニバーサルデザイン条例（平成14年浜松市条例第100号。以下「条例」という。）第22条の規定に基づき、浜松市ユニバーサルデザイン審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

### (所掌事務)

第2条 審議会は次に掲げる事項を行う。

- (1) ユニバーサルデザイン関連施策の調査審議に関すること。
- (2) 浜松市ユニバーサルデザイン計画の推進に関すること。
- (3) 前各号に掲げる事項に関する評価について、市長へ報告又は提言すること。
- (4) そのほか、ユニバーサルデザインの推進に関する事項

### (部会)

第3条 審議会に必要と認める場合は、部会を置くことができる。

### (会議の秩序保持等)

第4条 会長は、会議の議長として、議場の秩序を保持し、議事を整理する。

### (会議の公開)

第5条 会議の公開は、浜松市附属機関の会議の公開に関する要綱（平成14年4月1日施行）第8条から第11条までの規定を除き、浜松市附属機関の会議の公開に関する要綱に定めるところにより行う。

- 2 浜松市附属機関の会議の公開に関する要綱第6条に規定する会議を傍聴できる者の数は、5人以上において会長が決定する。

### (傍聴手続きの特例)

第6条 会議の傍聴手続きは、次のとおりとする。

- (1) 会議を傍聴しようとする者は、会議の開会予定時刻までに受付簿に氏名及び住所を記入し会場に入ることとする。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、会議の開催予定時刻前であっても定員になり次第終了する。

### (事務局)

第7条 審議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、UD・男女共同参画課に置く。

### (会議録)

第8条 審議会の会議録の作成及び公開については、浜松市附属機関の会議録の作成及び公開に関する要綱（平成14年4月1日施行）に定めるところにより行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月7日から施行する。

この要綱は、平成16年6月17日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年5月25日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。